

## 工事内訳書の取扱いについて（お知らせ）

2026年2月18日

安芸高田市企画部財政課

工事内訳書に記入すべき事項を改定することとしたのでお知らせします。

### 1 工事内訳書に記入すべき事項

本工事費内訳表に記載されている費目等に加え、次の経費を記入してください。

- ・材料費

- ・労務費

- ・法定福利費

（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）

- ・安全衛生経費

（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十一号）第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）

- ・建設業退職金共済契約に係る掛金

（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るもの）

### 2 適用日

2026年4月1日以降に公告・指名通知する建設工事から適用します。

### 3 その他

（1）別紙記入例等を参考に記入してください。

（2）各経費の記入方法については、「広島県の調達情報」に掲載されている「改正入契法全面施行に伴う工事費内訳書の取扱いについて（お知らせ）」をご覧ください。

（3）上記1の事項の記入漏れ等については、当分の間、失格として取り扱いません。